

令和8年度与論町デジタルマーケティング事業 特記仕様書

1. 事業名

令和8年度与論町デジタルマーケティング事業

2. 事業目的

ヨロン島の認知拡大や来島意欲の向上に向け沖縄本島からヨロン島へのアクセス性や旅行先としての魅力について情報発信及び認知拡大が求められている状況にある。そこで沖縄本島及び沖縄本島への旅行者を主要ターゲットとし、ヨロン島への誘客促進を目的に、デジタルマーケティングを活用した観光プロモーションを実施する。

ヨロンプルーの海や美しいビーチ、豊かな自然、文化、食など、ヨロン島ならではの多様な魅力を効果的に発信し、認知拡大と来島意欲の向上を図る。

また、沖縄から気軽に訪れることができる離島観光地としての魅力を訴求することで、新たな旅行需要の創出につなげ、持続的な観光誘客を推進することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月5日まで

4. 実施業務

(1) 映像制作業務

ア 那覇～本部～与論ルートを意識した誘導動画制作

(2) 配信業務

ア 制作した映像を YouTube 広告 (TrueView インストリーム広告・ディスカバリー広告等)、SNS 広告 (Facebook 広告・Instagram 広告等) で配信

(3) 効果測定・検証及び報告業務

ア 上記 (1)、(2) の実施に基づく効果測定・検証及び報告

5. 基本的な業務内容

(1) 映像制作業務

ア 沖縄本島 (那覇・本部) からヨロン島への観光誘客を促進するため、新たな観光 PR 動画を制作する。映像内容については、旅の高揚感や非日常感を表現するとともに、ヨロン島の観光資源としての価値を高める内容とする。

イ ヨロンプルーの海やビーチ、観光スポット、食、文化、アクティビティ等、ヨロン島の魅力を包括的に伝える長尺の観光動画 (例: 1~2分) 及びショート動画 (例: 15~60秒) を制作する。ショート動画については、SNS での拡散を意識し、短時間で「行ってみたい」と感じられる構成とする。

ウ 那覇～本部～ヨロン島ルートの認知拡大につながる映像コンテンツについて企画提案を行い、与論町と協議のうえ実施の可否を決定する。

- エ 制作する動画は、パソコン・タブレット・スマートフォン等、多様なデバイスでの視聴を前提とし、沖縄圏域を中心としたターゲットに対して、ヨロン島への来島意欲の向上及びフェリー利用による観光誘客のきっかけとなる内容とすること。
- オ 360° 全方位カメラ、超高精細撮影機材、遠隔操縦器（ドローン）等、映像制作に必要な最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用し、フェリー航路、港湾風景、船上体験、島内景観等の魅力が最大限伝わるよう工夫すること。また、撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等についても効果的な演出を行うこととし、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続きは、受託者自身で行うこと。
- カ 動画制作にあたり必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

(2) 配信業務

- ア 与論町公式 YouTube チャンネル「Yoron Island Japan」において、上記（1）で制作した動画の、YouTube 広告および SNS 広告を実施する。これにより、認知拡大、Instagram アカウント (@yoron_island_official) のフォロワー増加、与論町公式 YouTube チャンネルのチャンネル登録者数の増加を図る。
- イ 制作した動画の配信にあたっては、ターゲット層を明確にし、効果的なプロモーションを実施する。特に、以下のターゲット層を意識し、YouTube 広告および SNS 広告を最適化する。
 - （ターゲット）
 - ・ 沖縄本島在住者を中心とした、気軽な離島旅行を求める観光層
 - ・ 那覇～本部～ヨロン島フェリー航路を活用した旅行に関心のある個人旅行者及び若年層
 - ・ SNS や動画コンテンツを通じて旅行先を検討する県内外の観光潜在層
- ウ YouTube 広告および SNS 広告の配信費用は、特に定めないものとする。
- エ 与論島観光ガイド HP (<http://www.yorontou.info/>)、観光協会 SNS、Instagram アカウント (@yoron_island_official)、与論町公式 YouTube チャンネルへの誘導を目的とした施策も企画提案し、与論町と協議のうえ実施の可否を決定する。
- オ YouTube 広告および SNS 広告以外の動画活用によるプロモーション方法があれば、積極的に企画提案し、与論町と協議のうえ実施の可否を決定する。

・ 配信時期

配信時期については、本町と協議のうえ決定すること。

・ 目標 KPI 等

本町から目標 KPI の設定は行わないが、事業者において KPI を設定し、企画提案書に盛り込むこと。

・ 配信対象地域・ターゲット層

効果的な配信地域及び動画と相性の良い属性の絞り込みを提案すること。

(3) 効果測定・検証及び報告業務

- ア 本業務について広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等分析数値等を、本町の求めに応じて報告すること。また、その結果に応じてターゲット層の変更、絞り込み等改善策を本町と協議し実施すること。
- イ 広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を提出すること。また、来年度の推奨ターゲットについても報告書において提

案すること。

ウ ただ動画を見せるだけでなく、実際にヨロン島観光ガイドHP等に誘導できたかも分析できるようにすること。

(4) 留意事項

ア 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、本町と協議を重ねながら、適正に履行すること。

イ 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

ウ 成果品については、第三者が有する知的財産権を侵害していないことを保証すること。

エ 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(5) その他

ア 業務に係る設計、運用、分析、広告配信等の一切の経費は、全て委託金額に含むこと。

イ 見積書や請求書において、「デジタルマーケティング業務費」、「効果測定・検証費及び報告業務費」を別立てで計上し、積算すること。

ウ 本事業の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、本町の承認を得ること。

6. 報告書の提出等

(1) 提出物

ア 分析手法説明書、分析結果報告書

イ 実績報告書（A4版）紙媒体1部

ウ 編集可能な映像の電子データについても提出すること。

(2) 提出期限 令和9年3月5日

7. 著作権の帰属

ア 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て与論町に移転すること。

イ 受託者は、与論町が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

8. 総括責任者

ア 受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。

イ また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

9. 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

ア 「業務概要」の事業企画書

- イ 事業計画書及び実施工程表
- ウ その他与論町が業務確認に必要と認める書類
- (2) 各業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 完了届
 - イ その他与論町が業務確認に必要と認める書類

10. その他

- ア 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは与論町と受託者が協議の上、定めることとする。